

平成23年5月16日  
平成23年5月16日

平成23年第3回  
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第36号

平成23年第3回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年5月6日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成23年5月16日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議事件

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて

(南部町職員の給与に関する条例の一部改正について)

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

(南部町税条例の一部改正について)

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

(平成22年度南部町一般会計補正予算(第7号))

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

(平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号))

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

(平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第2号))

議案第41号 南部町役場法勝寺庁舎エレベーター設置工事に関する契約の締結について

---

○開会日に応招した議員

板 井 隆君

仲 田 司 朗君

雑 賀 敏 之君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

赤 井 廣 昇君

青 砥 日出夫君

細 田 元 教君

石 上 良 夫君

井 田 章 雄君

秦 伊知郎君

亀 尾 共 三君

足 立 喜 義君

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

平成23年 第3回(臨時)南部町議会会議録(第1日)

平成23年5月16日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

平成23年5月16日 午前10時03分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて  
(南部町職員の給与に関する条例の一部改正について)
- 日程第5 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて  
(南部町税条例の一部改正について)
- 日程第6 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて  
(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第7 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成22年度南部町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第8 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第9 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第10 議案第41号 南部町役場法勝寺庁舎エレベーター設置工事に関する契約の締結について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて  
(南部町職員の給与に関する条例の一部改正について)

- 日程第5 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて  
(南部町税条例の一部改正について)
- 日程第6 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて  
(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第7 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成22年度南部町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第8 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第9 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第10 議案第41号 南部町役場法勝寺庁舎エレベーター設置工事に関する契約の締結について

出席議員(14名)

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 石上 良夫君
11番 井田 章雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 足立 喜義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	唯 清 視君	書記	仲田 憲史君
		書記	加藤 潤君
		書記	前田 憲昭君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 -----	坂 本 昭 文 君	副町長 -----	藤 友 裕 美 君
教育長 -----	永 江 多 輝 夫 君	総務課長 -----	森 岡 重 信 君
財政専門員 -----	板 持 照 明 君	税務課長 -----	分 倉 善 文 君
町民生活課長 -----	加 藤 晃 君	教育次長 -----	中 前 三 紀 夫 君
総務・学校教育課長 -----	野 口 高 幸 君	建設課長 -----	頼 田 泰 史 君

---

午前10時03分開会

○議長（足立 喜義君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成23年第3回南部町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。  
10番、石上良夫君、11番、井田章雄君。

---

日程第2 会期の決定

○議長（足立 喜義君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

---

日程第3 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

#### 日程第4 議案第35号

○議長（足立 喜義君） 日程第4、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（南部町職員の給与に関する条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第35号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認をお願いをいたすものでございます。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をするということでございます。

中身でございますけれども、これは17条に次の1項を加えるということでございます。この内容でございますけれども、従来、災害時の警戒勤務などについて手当を支給していなかったわけでございますけれども、勤務1回について6,300円を超えない範囲で、宿日直手当として支給をするという内容の改正でございます。

これは公布の日から施行するというところでございます。

これによりまして、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災の被災地へ派遣した職員に対して、宿日直手当として1回につき原則6,300円を支払うということにする内容のものでございます。

本条例は、公布の日から施行しますが、なお、この条例の改正後の南部町職員の給与に関する条例第17条第3項の規定は、平成23年3月11日以降に災害などの警戒勤務をした職員についても適用をするという内容にいたしましたものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 提案に対し、質疑はありますか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 前回、全協のときに総務課長から説明を受けましたけれども、なかなか手元にこういう明細がなかったもので、ちょっとわかりませんので再度お聞きします。よろしくお願ひします。この新旧対照表を見ますと、旧のところでは17条で2項までしかないんですけども、新では新たに1項加えて3項ができたわけですね。それで、この3項の内容を見ますと、災害等の警戒勤務に当たってはということなんですけども、先ほど副町長

の方からの説明では災害時のことが新たにつけ加えられたということですが、今までは災害時の場合はどういう扱いをされておったのかということが1点と、それから、旧の方を見ますと、17条の本文の方で、その額は月額2万円を超えない範囲内において規則で定める額とするというぐあいになってるわけですね。それで、今度は補正予算の方の説明書を見ますと、対応策として上がっておりますのは、職員手当等補正額として名前も上がっております、そのところに横に6,300掛ける4日となっているわけですね。それが私、これを6,300円を4日間しますと2万5,200円になるわけなんですね。ですから、私の解釈というんですか、正しいかどうかわかりませんが、今までは通常は2万円が頭打ちだと、月で。けれども、災害時についてはそれを超えても支払いができるというぐあいに理解すべきでしょうか。この2点お聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。災害時の関係でございますけれども、消防の場合は出勤手当ということ、本部職員については出勤手当、また職員については超過勤務というような形でお支払いをしております。今回の旅費計算の内訳でございますけれども、平日につきましては6,300円、それから、土日、祭日ですね。それにつきましては休日割り増しということで、その倍ということで1万2,600円をもとに計算をしたものでございます。18と22、23、24は平日でございます。それから、19、20日、21日は土、日、月、祭日ということになります。そういう計算をしますと、1人頭6万3,000円という計算をしたところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） そうしますと、結論でいいますと、消防団員の場合は出勤手当で出るということで、職員の場合は超勤手当で出るということだったんですけども、ということだったですね。けれども、それによりますと、今回の場合は超過がかなりの時間になるんで特別というんですか、災害時等については通常の勤務、超過勤務手当だけでなく、いわゆる災害のときには泊まり込みだとかそういうことになるんで、宿日直手当の方に回して出すという、こういうぐあい変わったというぐあいに理解してよろしいかということ。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。避難所勤務と申しますのは、24時間にはちょっと無理だかもしれませんが、結構な時間そこに勤務するような形になりますので、その時間を遠くの部分で確認もなかなかできにくいというところから、こういった宿日直



手当の方でカバーをするというふうにしてるところでございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回の予算の説明資料の方で、職員の手当の補正の中で管理職が、通常、超過勤務手当の対象になっていないようではないかと思っているんですけども、災害時については管理職に対してもこの手当の適用になるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 管理職につきましても出せるというふうに解釈をしております。また、特殊勤務手当というような出し方もございますけども、これは少し単価が高かったと思っておりますので、こちらの方で手当として支給をしております。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） その辺を条例上で明記する必要はないんでしょうか。そうしないと、通常の手当では管理職が対象にならないというふうに解釈されることにもなるんだと思うんですよ。そこんところを対象をはっきりするのであれば、きちんとそのように明記する必要があるのではないのでしょうかということを再度質問いたしますので、よろしく願います。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） この3項の追加でございますけども、東日本大震災の支援というようなことを念頭に置いて行っているものでございまして、それに準ずるような部分についてはこれを適用するというので進めてまいりたいというように考えております。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、植田議員の方から管理職の超過勤務について質問があったわけですけども、今、総務課長の答弁を聞きますと、条例にあるかないかはっきりしないけれども、そのときの状況によって支払いをいろいろ変えるような答弁に聞こえました。そういうことになれば、やはり先ほども植田議員が言ったように、きちんと条例上明記すべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 職員に適用するというものでございますので、条例の方に明記する必要はないというふうに考えております。

○議長（足立 喜義君） ほかに……。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 先ほど話したように、同じ職員でも超過勤務手当の対象になる場合とならない場合が。一般的に今ありましたように、管理職というのは超過勤務手当の対象にならないというのは、私も一般的な解釈というぐあいに解釈しております。今、説明がありましたのは、職員の場合は超過勤務手当で対応したということですので、その辺の職員というのは全部を指して職員と言われるのか、管理職も南部町の職員全部を指してと言われるのか、その辺はどのようなすみ分けをしておられるか聞きたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） この宿日直手当でございますけども、6,300円、これは支援の方に行きた先で宿泊をしますので、その金額ということで理解しておりますので、これは行かれた一般職員はすべて適用するというふうに考えております。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（南部町職員の給与に関する条例の一部改正について）を採決いたします。

議案第35号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

## 日程第5 議案第36号

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第36号、専決処分の承認を求めることについて。  
これは南部町町税条例の一部改正についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認をお願いをするものでございます。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をするということでございます。

この条例でございますが、地方税法の一部を改正する法律などが可決、公布されたことに伴いまして、南部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項によって専決処分をしたことについてお願いをいたしておるものでございます。

詳細につきましては税務課長より御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。それでは、南部町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正は、東日本大震災の被害を受けられた方々の負担の軽減を図るために、固定資産税の課税免除等の措置並びに町民税に係る特例措置を講ずるよう、附則に3条を追加した改正でございます。

附則第22条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でございまして、被災を受けられた住宅や家財に係る損失の雑損控除について、平成23年度の町民税から控除の特例を適用することができるように規定されたものでございます。

次に、附則第23条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例でございまして、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができるように規定されたものでございます。

次に、附則第24条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等ございまして、東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について、住宅用地に係る課税標準の特例措置を受けた者のうち、家屋または構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、平成24年度から33年度までの各年度に係る賦課期日において、住宅用地として使用することができないと認める場合に限り当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等を適

用することができるように規定されたものでございます。また、共有分の固定資産税についても住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等を適用することができるように規定されたものでございます。また、特定被災共用土地とみなされた借換地にかかる固定資産税がある場合には被災住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等を適用することができるように規定されたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に3条を加える改正規定（附則第23条に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行する。

以上でございます。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 提案に対し、質疑はありませんか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 1点だけお聞きしたいと思いますが、この条例は東日本大震災で遭遇された方が自分の生まれたところを離れて全国避難されたときに、その人が南部町におられたときに恐らく適用される条例だと思いますけど、我が町にそういう該当者はおられるかどうかだけをお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。今のところ、該当者はございません。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私も、その点お伺いしたかった点ではありますけれども、町長は、町営住宅8戸を被災者のために使ってもらおうというようなことを以前からおっしゃっておられたと思いますけれども、引き合いといいますか可能性を、情報を聞いてこられるような状況とか、それから、今の宮古市との関係でいろいろと支援の関係もあったりしますけれども、そういう交流の中でお問い合わせとか、さらに何か別の形の要請とか、そういうものの情報はあったら御説明いただけたらと思います。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長です。今のところ、そういう要請とか、問い合わせというのはありません。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 今の、ここの22条の納税義務者というところがあるわけですが、被災地からこちらの方に来られるということになれば、被災証明とかいろいろあるんじ

やないかなとは思いますが、1件だけ話がありましてちょっと考えておったんですけども。いわゆる住民税が免除になるということになれば、ただ単純に、個人的にこっちに来て、住民票をこっちに移すということだけでいいのかなというふうにも思うわけですが、若干そういう問い合わせがありまして。ただ、ほんならずとこっち住むかという、そういうわけでもなくて、そこから何か渡り的な感じで外国に行くとかいろんな話をしておられる方がおりまして。ただ、住民票をこっちへ移さないと、被災地に帰れないので移さないと、いわゆるパスポートが取れないとかいろんなその話ができておりまして。そこら辺の、例えば住民票をこっちに移すとすればどのような手続があつて、本当にこっちにこうさつと移れるもんかなというふうにも思うわけですが、被災地の状況がよくわかりませんので。何かその、例えば私の家に住民票を移すとかいうことが簡単に、何もなくて通常の手続だったらわかるんですけどもできるのかなというふうに思つて。若干その、税金が免除になるというところからちょっと頭にぴんときたもんで、ちょっとお伺いしたいなというふうに思つたんですけども。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。一般的には、転入となりますと転出証明をとっていただくという形になります。ただ、被災地の状況によって転出証明が出せないというところがあった場合、扱いというのはちょっと今ここで確認いたしておりませんが、一般には被災証明があれば、たしか幾らかのことはできたと思っております。あくまで住民票というのは住所を置かれてるところにあるものでございますので。ただ、今回の地震の関係で、住所は移したくないんだけど、例えば一時的に別の場所にいたいという方がおられます。ただ、市とか町から連絡はいただきたいと、こういう方についてはまた別な手だてはございまして、今、全国的な規模で国の方がネットワークを持っておりますので、そこに登録していただければ被災地の方の市の方から連絡いただくことができるというのがありますので、そういう登録をされるというのも一つの方法だと思っております。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改

正について)を採決いたします。

議案第36号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(足立 喜義君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第6 議案第37号

○議長(足立 喜義君) 日程第6、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長(藤友 裕美君) 副町長。議案第37号、専決処分の承認を求めることについて、これは南部町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認をお願いをするものでございます。

本議案でございますが、これは地方税法等の改正に係る法律が可決、公布されたことに伴いまして、国保条例の一部改正について専決を処分をしたものでございます。

改正内容の詳細については税務課長より説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(足立 喜義君) 税務課長、分倉善文君。

○税務課長(分倉 善文君) 税務課長でございます。それでは、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

このたびの改正点は、基礎課税額の賦課限度額の改正でございます。新旧対照表で御説明をいたしますので、7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第2条第2項の改正でございますが、これは基礎課税額の限度額を50万円から51万円に改正するものでございます。

次に、第3項でございますが、これは後期高齢者支援金等課税額の限度額を13万円から14万円に改正するものでございます。

次に、第4項でございますが、これは介護納付金課税額の限度額を10万円から12万円に改正するものでございます。

次に、第23条は、国民健康保険税の減額で、7割軽減、5割軽減、2割軽減の規定でござ

います。基礎課税額からアの被保険者均等割額及びイの世帯別平等割額に掲げる額を減額していた額の上限額を50万円から51万円に改正し、後期高齢者支援金等課税額からウの後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額及びエの後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額に掲げる額を減額していた額の上限額を13万円から14万円に改正し、介護納付金課税額からオの介護納付金課税額の被保険者均等割額及びカの介護納付金課税額の世帯別平等割額に掲げる額を減額していた額の上限額を10万円から12万円に改正するものでございます。

議案書に戻りまして説明をいたしますので、12ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2、この条例による改正後の南部町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。でございます。

以上でございます。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑はありませんか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 1点お願いしたいと思います。これは説明によると、地方税法の改正に伴うものですが、要は、基礎税額が1万円アップになって、後期高齢が1万円、介護納付金が2万円アップになってますが、これの影響する人、人数はいかほどぐらいおられるのか、この改正によってメリットがあるのかないのかだけお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 限度額をオーバーしておられる方がどの程度あるかという御質問でございますが、7世帯該当があるようでございます。これによって77万円まで限度額が上がるわけですから、若干の税収増になるというぐあいに考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今、7世帯が影響があるということでしたけれども、南部町の場合、国保世帯というのは平均的に周辺町村よりも所得水準が低いというのが3月議会でも明らかになりましたね。それで、限度を超えていらっしゃるあたりの方というのは極端に高額の所得を得られているのか、手元にデータお持ちかどうかわかりませんが、その7世帯の所得水準というのは大づかみで結構ですけれども、どのくらいの所得のところのレベルなんだろうということをお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。ただいまの、どのぐらいの所得の水準かということでございますが、手元に今データを持ち合わせておりません。説明ができませんので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 大体、いつもこういうことを聞いておりますので、課長にはこういう議案が上程される場合には資料をそろえておいていただきたいなと思います。

それで、全体で上限額を引き上げて7世帯ですから、値上げして増税になる分というのは大体予想がつきますよね、7掛ける何ぼかですよ。5、7、35万、大体最高でもそんなようなものではないでしょうか。それに対する国保会計への影響というのは大変微々たるものだと思うんですけども、そのような今回の改定案ではないかと私は思いますけども、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。限度額が73万円から77万円、4万円上がるわけございまして、7掛けて28万までの金額かなというぐあいに思います。影響額は少ないわけございまして税法の改正がございましたので、全国的には改正になったということでございまして御理解いただきますように、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 地方税法の国の改定に伴う今回の限度額の引き上げですけれども、私、ずっと常に言ってるんですけども、この国保会計に対する国の責任というのがどんどんどんどん国保補助率を引き下げてきたという背景が、国保会計の今の町民の払いづらい税金になっているということから見まして、国が地方の税金を地方税法として決めてくるというこういうシステムも、そもそも問題あると思いますし、それから、国の補助率を引き上げて南部町民の暮らしをもっと楽にしていくというのが国の本来のあり方だというふうに考えまして、国がやってくる地方税法の上限の引き上げというのは、先ほども最大で20万円程度のこと



となんですよ。それを南部町の所得の水準からいけば極端に高額所得者ではないわけで、そういうところに負担をかけてくるというようなやり方というのは、国の考えてる国保を本当に住民の暮らしの安心、安全、健康を守り、福祉の増進というところから考えても問題があるということを主張いたしまして反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この件は、地方税法の改正というのが大きなもとでございしますが、もしこれが、50万が、限度額が49万とか下がった場合には、この最高額払う人はたくさんならないけんやんなあですね、基本的には、違うかいね。私はそのように思ってるんですけども。要は、南部町の国保税の最高額が73万ですね。それを払う人が51万になったため少なくなったんですね。これが50万円となったら恐らくもうちょっと、7世帯どころじゃないかなと思うんです。私、この限度額上がったということは、町民に対していいだないかなという気がします。今、植田議員が国保の会計についてまで、これは税条例の税の方ですので、これは国保会計のときにそれを言って、国の負担をもうちょっとふやせとかというのが言いたいと思うんだけど、そういうことこれとはちょっとニュアンスが違うような気がします。今回のこの条例改正は、大もとは地方税法の改正ですけども、余計所得がある人からもらいましょうと。限度額を少なくすればそれだけ払う人がまた高額の税を納める人が多くなる。若干緩めてあげましょうという僕は感じたもんですから、この件に関しては賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この議案第37号に反対するものであります。

先ほど賛成者の討論であったんですけども、これ50万が51万、それから13万が14万、10万が12万になるというのは、人数がふえるというんじゃなくて、いわゆる税率の改正じゃなくて最高限度額が変わることなんですよ。ですから、人数がふえるとか減るということには関係ないということ。それで、77万になりますね、51万、14万、12万ですね。7人としますと53万9,000円になるわけですよ。これの差額から引きますと本当にわずかなもんなんですね。だから、私は、今こっだけ疲弊した、所得が下がって経済が落ち込んでいるこういう中で、やはり国はそういうことをやったんだけど、ここはやはり何とかしてこの知恵を出して負担を軽くすべきであるということ。このこと考えから反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）を採決いたします。

議案第37号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

### 日程第7 議案第38号

○議長（足立 喜義君） 日程第7、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度南部町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。議案第38号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告をして承認を求めるものでございます。

---

### 平成22年度南部町一般会計補正予算（第7号）

平成22年度南部町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180,908千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,979,395千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加と変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成23年3月31日 専決

南部町長 坂本昭文

今回の主なものでございますけども、減債基金、それと、さくら基金の積み立てを計上をしております。また、非常勤消防で6名の退職者がございました。退職報奨金を計上しております。3番目ですけども、岩手県宮古市に向けての南部町災害応援隊の経費を計上させていただいております。

事項別明細の歳出から説明をいたします。9ページに進んでください。総務費でございます。10目の減債基金費、事業説明書資料では1ページになっております。1億6,621万2,000円を増額補正をして、総額を1億6,886万1,000円とするものでございます。特別交付税の増によりまして減債基金費への積み立てを行うものでございます。

その下段、15、さくら基金費でございます。事業説明は2ページになります。170万5,000円を増額をいたしまして、1,057万6,000円とするものでございます。3月に補正をいたしましたが、その後も積立金が来ておりますので、この部分を増額をしております。

3款の総務費、県議会議員選挙費、その下段の県知事選挙費でございます。実績によりまして増額補正を行っておりますけども、組み替えが主なものでございます。事業説明書のページでいいますと3ページ、4ページになります。

10ページに移ります。5款の民生費でございます。社会福祉総務費でございます。国保特別会計への繰出金でございますが、実績により減額補正をしております。

下段、同じく人権対策費でございますが、住宅資金貸付事業特別会計繰出金でございますが、これは実績によりまして増額補正をしております。（発言する者あり）

もとい、済みません。民生費のことを5款と言ったようでございます。3款の民生費でございます。（発言する者あり）それでは、続けます。（発言する者あり）今、説明した中で2款総務費でございます。それから、3款の民生費でございます。訂正をさせていただきます。

8款の消防費でございます。非常備消防費でございますが、これは3月31日付で退職者6名ございました。この部分を補正をさせていただいております。ページは、7ページになります。

3目の災害対策費でございます。これは1,015万5,000円を増額をいたしまして、1,533万6,000円とするものでございます。災害対策事業としまして1,015万5,000円を増額をしております。ページ数では、8ページになります。

それから、12ページ、13ページ、14ページには、給与費等を載せております。特別職の方で20万1,000円については、選挙立会人分の計上が少なかったがために増額をしております。

それから、13ページに移りますが、一般職の部分では7万8,000円の減額をしております。内訳は、14ページの下段の方に記載をしておる内容でございます。

続きまして、歳入の方に移ります。ページは、7ページになります。10款地方交付税でございます。1目の地方交付税でございます。特別交付税、これは額の確定によるものでございまして、2億3,080万6,000円を増額をいたしまして35億2,077万2,000円とするものでございます。

その下段になりますが、11款の国庫支出金でございます。（発言する者あり）14国庫支出金でございます。3目土木費国庫補助金でございますが、900万の増額をいたしまして5,993万4,000円としております。これは除雪費に対する国庫補助金でございます。

15款県支出金でございます。1目の総務費県補助金でございますが、鳥取県市町村合併支援交付金と鳥取県市町村交付金でございますが、額の確定によるものでございます。452万6,000円を増額をしております。

消防費県補助金でございます。156万3,000円を計上しております。これは鳥取県防災・危機管理対策交付金ということでございます。

同じく、県支出金の1目総務費委託金でございます。知事選挙と県議会議員選挙の関係で6,000円ほど組んでおりますが、これは実績によるものでございます。

17款寄附金でございます。2目ががんばれふるさと寄附金でございます。170万5,000円を増額をいたしまして940万5,000円としております。

同じく、3目の総務費寄附金でございます。300万円を増額をしております。これは法人からの寄附金でございまして、福祉自治体ユニットへの義援金の財源として充てるようにしておるものでございます。

8ページに移ります。18款繰入金、1、財政調整基金繰入金でございます。これは財源の確保ができたがために繰り入れを取りやめております。

減債基金繰入金も同様でございまして、繰り入れを取りやめております。

3目の災害対策基金繰入金300万円でございます。これは全国町村会への義援金の財源として取り崩すとしております。

20款諸収入でございます。受託事業収入ということで、1目幼児保育業務受託事業収入ということで603万7,000円を上げております。これは他市町村からの受け入れに対する受託収入というものでございます。

同じく、諸収入の4目雑入でございます。5,384万5,000円を増額をいたして2億

778万8,000円としております。消防団の退職報償金が214万3,000円となっております。それから、ふるさと振興基金廃止に伴うものでございます。返還金として5,170万2,000円が入っております。

続きまして、繰越明許費の補正の方に移ります。4ページになります。第2表、繰越明許費補正。1、追加。3款民生費、2項児童福祉費、事業名が保育園読書施設整備事業、金額が221万1,000円。

同じく、3款民生費、2項の児童福祉費、事業名が保育所地域子育て支援環境整備事業でございます。101万2,000円。合計で322万3,000円を追加をしております。

次は、変更でございます。2款の総務費、1項総務管理費、事業名ですが、法勝寺庁舎エレベーター設置事業でございます。補正前が5,480万8,000円、補正後が5,622万5,000円、141万7,000円の増額をしております。

以上で説明を終わります。審議のほどをよろしく願いをいたします。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑はありますか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何点か質疑をかけますので、よろしくお願いします。

まず、説明の最後にあったんですけども、4ページの変更ですね、繰越明許の。エレベーターで最初、補正前は5,480万8,000円、それが、補正後が5,622万5,000円となっておりますね。この増額された理由はどういうことだったのか、もう一度詳しく説明をお願いします。

それから、歳入のところで7ページなんですけども、14款の2項の3目ですね、これで道路橋梁費の中で、これ除雪の900万が上がっておりますね、補助で。それで、以前全協で説明があったと思うんですけども、お金の支払いの方は後で、好日で払うから待ってくれということで了解をもらったんで、業者の方からということだったんですけども、それで、差し引きしますと、一体、一般財源がどれだけ除雪のために要ったのでしょうかということ、このことをお聞きしますので、金額をお願いしたいです。

それから、次なんですけども、歳出の方で同じく、第3款の民生費の項の3、人権対策費の中で、住宅資金の貸し付けの特別会計の繰り出しが168万1,000円出ておりますね。それで、これが入ってるんですけども、説明書見ますと内訳が新築の借り入れ返済ですね、これが153万2,000円。それから、宅地の方が1万6,000円、これが収入が不足しているということ、予算からね。それで、回収の方は、逆に1万1,000円入ってるということ

で、あわせてトータルすると168万1,000円ということになったですね。私は聞くんですけども、以前、一括というんですか、返済が一廻はえらいんで、それで分納もどうかということで話をしているということなんですが、その分納の方の返済の実態はどうなってるかということと、あわせて累計額、これで幾らになるかということですね、繰り出しのということ。

それから、恐らく今の経済情勢からだと思うんですけども、収入が不足しているその主な理由は何かということ、このことをお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。繰越明許費の変更の内容、どういう意味かということでございますが、設計額、設計費と、それから、工事請負費で組み立った事業でございます。その中の設計額というのが執行によりまして固まりました。残りましたものを事業の方に計上いたしまして、不測に備えたいというふうに考えているところでございます。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長です。収入の方の14款国庫支出金の土木費国庫支出金の補助以外、幾らかかったかということなんですけども、7社に除雪を委託しておりまして、実績を知ってかかりましたのが1,817万7,690円になります。900万を引きますので、町費としましては917万7,690円を差額として払っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。先ほどちょっと質問を勘違いいたしまして、お聞き苦しい答弁をさせていただきました。訂正をさせていただきますが、設計監理業務ということで発注をいたしました。設計業務はできましたので、その部分は22年度の完成事業になりますけども、監理業務というのは工事に伴ったものになりますので、その分を141万7,000円を23年度に繰り越したということでございますので訂正方、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。住宅資金貸付事業について分納者の返済はどうかということでございますが、特段どういいますか、好転をしている状況ではございません。従来どおりといえますか、分納される方は分納をきちんとしていただいております。

それと、経済状況はどうかということですが、これも分納にかかわってきますけれども、やはり昨今の経済状況によって若干厳しい状況があるかなと。したがって、当該年度、現年

度分の償還につきましても、やはり苦しい方はやはりそのまま若干滞納が残っていくというような状況でございます。以上でございます。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 済みません。資料を持ち合わせてございませんので、今わかりかねます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁いただきました。結局……ごめんなさい、何かってことを言わんとわかりませんね、何を聞くか。つまり、繰越明許の分は設計費はきちんとなつたけども、設計監理の方が流動的というか、もう完了しておればいいんだけども、これから始まるということで不足額が結局141万7,000円ですか、このたび増額したという、そういうことに理解したらよろしいということですね。

それから、除雪費なんですけど、これは結局、専決ですから7社ですね。この業者にはもう支払い済みということでしょうか。改めてお聞きしますので、よろしくをお願いします。

それから、住宅貸付資金のことなんですけど、累計は今持ち合わせてないということで、後で閲覧として事務局の方へ送ってくださいますよう、よろしくをお願いします。

それと、分納なんですけども、これは約束どおりきちんと入っているのでしょうかということ、その確認です。

それから、それぞれの世帯の収入がこういう状況ですから、経済情勢ですから大変だと。いわゆる滞っているだろうという答弁だったんですけども、しかし、これが、ということは、将来ますます累積がふえるというぐあいを感じておられるのでしょうか。その点について答弁求めます。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長です。除雪機の支払いについては、支払い済みでございます。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長です。滞納につきましては、職員の方も鋭意努力をしながら徴収に回っているところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。この設計監理費でございますけども、設計費の部分と工事を進めるときの監理費という2つのもので構成をされております。その設

計の部分は済みましたので、これは22年度の事業としております。この監理の部分については、建物と一緒にやっていく関係がございますので、これを23年度に141万7,000円で送ったということで御理解をいただきたいと思っております。(発言する者あり)

○議長(足立 喜義君) 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長(中前三紀夫君) 御説明申し上げましたように、分納のお約束をしてございます方につきましては少しずつ払っておられる方もいらっしゃいますし、経済状況によって若干おくれた方もあるというような状況でございます。

○議長(足立 喜義君) 4番、植田均君。

○議員(4番 植田 均君) 7ページの、地方交付税が今回2億3,000万余り入っておりますし、それから、15款の県支出金が鳥取県市町村合併支援交付金として446万3,000円入っておりますが、この原因と、それから、県支出金の合併支援交付金はどのように支出されるのでしょうかということが2つ目ですね。

それから、先ほどの亀尾議員の質問の続きですけれども、民生費の人権対策費の中の住宅資金特別会計繰出金ですが、連帯保証人をつけておりますよね。本人が支払いが滞った場合にその連帯保証人がどの段階で、どういう責任を負うのかというあたりをどのように基準を設けておられるのでしょうか。いつまでもこの問題がずるずるしていくというのは、とってもいいことではないと思っておりますし、早期に解決すべき問題だと思っておりますが、その点の町の基準について御説明をお願いします。

○議長(足立 喜義君) 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員(板持 照明君) 財政専門員でございます。市町村合併支援交付金の主な内容ですけれども、1つはケーブルテレビの整備事業を行ってございましたけれども、その関係の交付金が参っております。それから、天萬庁舎の改修事業に伴います交付金の方、主にこの2点が今回の増額の原因であります。

○議長(足立 喜義君) 教育長、永江多輝夫君。

○教育長(永江多輝夫君) 教育長でございます。連帯保証人の出番といえればおかしいですけれども、明確な基準があるかということでございますけれども、明確な基準はつくっておりません。といいますのは、5項の案件で私の聞く範囲におきましてさまざまな御事情といたしましようか、勘案すべき御事情もあるように私も認識をいたしております。そういう意味におきまして、明確な基準というものを現在持ち合わせておりません。亀尾議員さんの質問にもございましたけれどもこういう経済情勢の中で、やはりその収入が少ししんどいという方が一番最初



に影響を受けやすいという状況にもあろうと思っておりますけれども、そういうような状況も勘案をしながら、引き続きそれぞれの御家庭の御事情等にも配慮もしながら、鋭意お願いをしてまいりたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。特交の額の大きなものでございますけれども、当初の方はある程度かたく見積もった予算計上しております。その部分と、それから増額の部分とがございます。そういったところを御理解をいただきたいと思っております。

ルール分でございますけれども、病院の関係で精神科病床数等でございます。それから、地方バス対策ということでも増額となっております。それからまた、特殊財政事情という点も考慮をされます。天萬庁舎の多目的施設改修であったり、木質バイオマスエネルギー利用促進事業などありまして、結果として2億3,000万ほどの増額をさせていただいたということでございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 再度申し上げますのは、先ほどの教育長から答弁いただいた問題ですけれども、累積で、一般財源の累積が8,000万を超えてるとというのが3月で出された資料の大づかみな数字、8,000万をちょっと超えてたと思っております。町が明確にどうしていくのかという、たびたびここでも言わせてもらってますけれども、計画を今、期限を区切った計画、いつまでにこうやるんだという見通しを持った対応をしていく必要があるのではないかと……。で、もう貸し出しは終わってます、あとは回収だけだということですよ。ですから、そういう計画を持ってやらないと、この問題いつまでたっても解決できない。そういう方針をぜひとも示していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。個々の方のそれぞれ状況というものが異なってくるということで先ほどお話を申し上げました。事務局の方で分納の場合、分納という方法でできるだけお支払いいただくような対応を考えておりますが、そういう意味での年次計画といいたいでしょうか、そういうものは事務局の内部資料として持っております。何年後に楽になるということの計画を持っております。要はそのものと、それから現実のお預かりをさせていただくものとの、そこにギャップが出てくるわけでございます。改めてそういうものを点検をし直しまして、グループといやおかしいんですけれども、もう少し整理をしてまた何らかのときに傾向なり計画といいたいでしょうか、そういうものをお話をさせていただくことができるよう

に努力をしてまいりたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 2点お願いいたします。

7ページの国庫支出金の除雪費が900万円入っておりますけれども、これ国庫支出金なんで国からだと思っておりますけれども、これの支出、県によっていろいろあったと思いますが、例えば割合とか、そういうもんがどのような状況で900万円という金額になったかということと、それからあと、8ページの諸収入の幼児保育の業務委託の事業収入、これ他市町村からの収入だということですが、これ何名が該当になったか、わかればお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長です。半分の50%が補助ということです。先ほど言いましたように事業費の方が1,817万7,000円ですので、100万円単位になります。1,800万の半分の900万が補助金ということでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。人数ということでございますが、米子市が6人と、鳥取市が1人でございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 1点だけ、ひとつお願いというか、町長の施政というか、お聞きしたいと思います。これは専決で、これが最後の補正予算で大体決まりですね。その中でよかったのは、財政調整基金、減債基金を崩されなくてもよかったと。特別交付税が2億3,000万入ったんだ。中身については、今、説明をお聞きしましたが、今後の楽観的な考えはしたくはないと思っておりますけれども、一番問題なのは交付税のもとになる人口減が大きく響いてまいります。これについて、恐らく10月ごろに確定して厳しい交付税が入るんじゃないかと思っておりますけれども、このように特別交付税を今後もらおうと、また、交付税をまたたくさんもらいたいんですけど、そのような施策を、この基金が戻っただけで大変うれしいことですが、今後ともこのようにしてほしいんですけども、何か考えがございましたらお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。財政的には、東日本大震災が発生いたしまして、今までどおりで復興をなし遂げられるというようには考えておりません。みんなが少しずつ苦勞を分かち合って復興をしていただくということだろうと思っておりまして、そういう意味からいけば交付税の総額、あるいは特別交付税の震災地域への特別な配慮といったようなことをもって、私たちの交付税が減っていくということも甘んじて受けなければいけないということだろうと思います。

私が今、一番考えておりますのは、例えば宮古市の方へ震災派遣しましたけれども、特別交付税が若干変わりました、従来は交付税総額の6%を特交に割り振って、この6%の中で配分をしておりました。これが23年度から5%に縮減になります。さらに来年は4%へと徐々に縮減になっていくわけですが、それだけきちんと特別な事情があったときに申し立てをせんといけないということだろうと思っております。早速、宮古市の方へ派遣をしたわけですが、この派遣費用の大半を4月じゅうに特別交付税でちょうだいいたしました。したがって、さまざまな特殊な行政需要が起きるわけです。先週は、例えば岩美町の方で濁り水が発生しまして、これ水道課の職員が2日間給水車を持って応援に行ったわけですが、そういう特殊な財政需要のときに漏れなく、とにかくきちんと申告をするということが必要だろうというように思っております。

決してそういう努力なしで、こういう従来のようにほぼ定額の特別交付税や地方交付税が交付されるというようなことは、もう考えられんというように思っておりまして、これから本格的に交付税の縮減、それから、去年の統計によりますところの人口減少に対応した交付税の縮減というようなことに照準を合わせた財政運営を図っていかなければいけないと、このように思っておるところです。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今後ともかじ取りよろしくお願ひしますということと、今、お聞きしましたら震災関係ですね、自分のとこばっかしじゃなしにほかのとこが壊れたらここをお手伝いしたと、それが認められたと。今、日本が一番厳しいとき、世の中も日本全国「頑張ろう日本」、このキーワードになっておりますが、今後とも「頑張ろう日本」に対して、南部町が一つでもそのようなことを手だてをすれば何か戻ってくるような気がいたしますけども、これについての最後一言、私やちばかりじゃないと、そういう大変なとこまで私やちは手突っ込んでおるといような施策は考えておられますか。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） ささまざまな分野において先進的な、先駆的な取り組みを積極的に心がけてまいりたいというように思っておりますし、そういう特別な取り組みについてできるだけ漏れなく申告をして、財政的にも裏づけできるものがあれば裏づけをしていただきたいということでもあります。

さっきの災害の関係ですけれども、これはそういう交付税は当てにしてやったりなんかしておりません。これはとにかく困っておられれば真っ先に駆けつけたいという町民の、きっと思いがあったと思います。そういうことにこたえてやった結果、特交の対象にもなったということで喜んでおります。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほども質疑をいたしましたけれども、人権対策費の町の計画がやっぱりまだ固まってないというのは、問題だろうと思います。入っただけをいただいて、努力は認めますけれども、その不足分を一般会計で補てんするというその延長線でも抜本的な対策がないと言わざるを得ないと思います。先ほど教育長は計画をお示しできるようにしたいということはあるんですけども、現段階ではそういうことははっきりしませんので、この予算については反対をさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） これは専決処分の補正でございますが、今、人権対策についてだけの反対（サイレン吹鳴）人権対策についてだけのことで反対されましたけども、これは今までのるいつもこの議会で討論して審議していることでございます。仕方ないや仕方ないですけど、今、植田議員も担当課は努力しておると評価されておられました。それ以上のことはないと思います。この補正、恐らくこれが最後だと思います。この中でよかったのは、やっぱり地方交付税、特別交付税が2億3,000万も入った、そのように今まで努力してきたかがあったと。その証拠に財政調整基金、減債基金を取り崩さなくてもよかったと、そのような大体予算でございます。ということでありまして、この補正については賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これで討論を終わります。

これより、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度南部町一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

議案第38号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第39号

○議長（足立 喜義君） 日程第8、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。専決処分の承認を求めることについて（平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認をお願いするものでございます。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、次のとおり専決処分をする。

補正予算書の方をごらんください。

---

#### 平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

平成22年度南部町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ481千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,352,389千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月31日 専決 南部町長 坂本昭文

---

説明の方を歳出の方からさせていただきます。4ページをごらんください。歳出ですが、予

備費の減額でございます。10款、第1項、第1目予備費について、563万2,000円でございますが48万1,000円減額し、515万1,000円とするものでございます。これは歳入の増減で、減の方になりますが、その分を予備費から減額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。3款、2項、3目高齢者医療制度補助金でございます。5万6,000円を増額いたしまして5万6,000円とするものでございます。これは高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が交付されることによりましての増でございます。これは高齢者受給者証を発行することによります経費の補助金が来たために増額をさせていただくものでございます。

10款、1項、1目一般会計繰入金でございます。101万1,000円を減額し、6,055万3,000円とするものでございます。これは事務費部分の額が固まったことによりまして歳入対象経費が減少いたしましたので、その分を予算額から減少するものでございます。

12款、2項、5目雑入でございますが、47万4,000円を増額し、250万9,000円とするものでございます。これは介護従事者処遇改善臨時交付金が交付されることになったために増額するものでございます。県に交付されました交付金を町の3年間の介護納付金の平均と県の納付金平均の額で、率で計算いたしましたものが今回増額された分になりまして増額となりましたので、この分を補正をさせていただくものでございます。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） これは一般会計で減額した分がこちらにも出てくるというふうになるんだと思うんですけども、お聞きしたいのは10款の繰入金で事務費繰入金が減額ですけれども、説明資料で国保基盤安定分とか財政安定化支援事業、それから、それらの経費が実績に伴って減額したということなんですけれども、これは医療費の総額と関係してくるのではないかと思うんですけども、この実績というのは医療費の総額とどういう関係になっておりますでしょうか。私はそんなふうと思うんですけども、ちょっとその辺の説明お願いします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。植田議員の方の御質問で、医療費の総額と関係あるんじゃないかということでございますが、医療費総額とは関係ございません。今回の繰り入れの関係は、事務費部分についての額が復興の関係で調整交付金でい

ろんなものが入ってくるわけですが、歳入が確定した関係であてがう資金が確定した関係で、事務費の額が一般会計でお願いする額が減ってきたということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 確定したから予算との関係で減額というのはわかるんですけども、そのことはわかるんですけども、基盤安定とか財政安定事業分というのは県レベルでプールした部分をそれぞれの市町村の……実際にかかったところにはプールした分で拠出していくというような制度でないかと思うんですけども、それが減額になるというのは、確定ということでの説明はわかるんですけども医療費との関係で全く関係ないのかなと、私、再度その点についてお聞きしたいと思うんですが。（「ないって言うとうがん、最初から」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。保険基盤安定等につきましては、予算額そのまま今回の決算をさせていただきたいと思っております。確かに決算額がなかなか決まりきらないというのがあって、補正この時期にぎりぎりになりますので、予算的にものをこの専決の時点、31日の時点ではなかなか決めかねるものがあるということで、予算額の方は不足になればまた別ですけども、そういう見込みが予算の中で収まりそうでしたので、保険基盤の方につきましては構わさせていただいておりません。その関係で、事務費部分について今回やっとな減少の関係がはっきり、この分は医療費と違いましてもう中身が決まっておりますので、医療費のように幾らかかるかわからない、まだ2月分が幾らくるかわからないという状況ではございませんので、確定したもので減額をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を採決いたします。

議案第39号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第40号

○議長（足立 喜義君） 日程第9、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。専決処分の承認を求めることについて（平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第2号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるとのことでございます。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、次のとおり専決処分をする。

お手元の予算書をごらんをいただきたいというふうに思います。

---

#### 平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成22年度南部町の住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成23年3月31日 専決 南 部 町 長 坂 本 昭 文

---

この補正につきましては、貸付金元利収入等の実績見込みによる補正予算でございます。あわせて、それを補てんする繰入金の補正でございます。

4ページをごらんをいただきたいというふうに思います。2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金168万1,000円を増額をし、177万8,000円とするものでござい



す。このものにつきましては一般会計から繰り入れるものでございます。

4款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入、これは153万2,000円を減じて357万6,000円とするものでございます。内訳につきましては、現年度分の元利収入金、これを203万3,000円減じるものでございます。滞納繰り越し分につきましては、50万1,000円、これは増加の見込みとしてございます。

2目住宅改修資金貸付金元利収入、1万1,000円を増額をし、118万9,000円とするものでございます。内訳につきましては、現年度分9万7,000円の減、滞納繰り越し分10万8,000円の増。

3目宅地取得資金貸付金元利収入、16万円を減じて169万5,000円とするものでございます。内訳につきましては、現年度分を57万円を減じ、滞納繰り越し分を41万円増加するものでございます。

以上、御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、議案第40号、専決の処分に反対するものであります。

私は、一般会計のところでも触れましたけども、一般質問に対する質疑の中であつたんですけども、いわゆる分納についての約束が完璧に守られていないということが一つの問題だと思ふんです。一遍に払えないので、じゃあ分納にしましょうということで、それ了解のもとであつたと思ふんですけども、それが履行されていないということもこれは問題があると思ふんです。

それから、連帯保証のことなんですけども、以前もあつたんですけども、いわゆる保証人をどういうんですか、それぞれがAさんがBさんの保証人になる、またBさんがAさんの保証人になるという、そういうことがやられてたことが非常に大きな原因だと思ふんです。これは国の方針かどうかわかりませんが、やはりそういうずさんなことをやられたところは今回も後を引いているというぐあいに見なければならぬと思ひます。

そして、私はこのことからいわゆるどんどん滞納が累積してふえていくという中で、やはり以前から申してるんですけども、これは国が認めた制度、国の方針に沿ってやったものであり本来は国が直接やるべきなんですけども、市町村にそれを窓口をやらせた。しかも、それを事業を、主体を町村にやらせたということは大きな問題になっております。

それで、この予算に反対し、あわせて国にこれはやっぱり始末することをせということをして全国の恐らくこういう状況にある自治体と手を組んで、携えて国に強く要望すべきであると、この点を指摘して反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 議案第40号について賛成の立場で討論をいたします。

滞納部分があるということは前から非常にこの経済状況の中、厳しい実態があると思います。高齢化、また仕事を失われた方、いろんな面があると思います。今年度国が予定されております地域の実態調査、南部町も独自に実態調査の予定がありましたが、国も特措の期限後、約10年を過ぎまして実態調査をして地域の実態を見たいという計画があると聞いております。その中で町自体の調査項目を研究されて、どのような原因で滞納がふえていくのか。この問題は他町においては人の命を失うという厳しい現実もあると聞いております。どうぞ、そういう不幸なことがないように地域の実態をきちんと調査してから、行政側、また滞納されておられる皆さんと心を持って話そうということで、地域の実態調査を見てからしっかり対応を考えるべきだと思い、賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第2号））を採決いたします。

議案第40号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第41号

○議長（足立 喜義君） 日程第10、議案第41号、南部町役場法勝寺庁舎エレベーター設置工事に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第41号、南部町役場法勝寺庁舎エレベーター設置工事に関する契約の締結について。

南部町役場法勝寺庁舎エレベーター設置工事に関する契約の締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いをするものでございます。

中身でございますが、1、契約の目的、南部町役場法勝寺庁舎エレベーター設置工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額。5,124万円。4、契約の相手方、鳥取県米子市灘町3丁目147番地6、株式会社、岩崎組、代表取締役、千石正信。

内容でございまして、去る5月の9日に入札を行いました結果によるものでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） まず、今回の契約なんですけども、ちょっと設計のことについて伺いたいんですけども、カーテンウォール・シースルー方式という外観から見ると見えるような設計になってますけども、庁舎で機能を一番、このバリアフリー化ということで2階、3階が障がい者の方々にも使っていただけるという意味では、エレベーター化というのは一つ意味はないことはないと思うんです。だけれども、そのような設計にするのがいいかどうかというのは意見が分かれると思うんです。天萬庁舎のエレベーターでこういう箱型のエレベーターを設置しましたが、それとの比較で予算的にどのくらい違ってるのかということをお聞きしたいのと、町が設計を依頼する場合にどのような考え方で設計者に依頼をしたのか、それが2つ目の質問です。

それから、入札について天萬庁舎の工事に指名競争だったかどうかわかりません。同じ9社なんですけども、全く同じ業者の方が指名されております。そういう指名のあり方について、どうなんだという私は考えを持っておりまして、何社かを変えていくようなやり方もあるのではないかなと思うんですけども、そういう天萬庁舎と同じに指名したということについての考え方をお聞きしたいので、よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。このシースルーと、それから、箱型と  
いいですか、鉄で囲ったエレベーターと経費比較ということでございますが、経費的には変わ

らないというふうに聞いております。

それから、このシースルーにすることを頼んだかということでございますけども、皆さん御存じのとおり今まではガラスで明かり取りがついたところにエレベーターを設置するということが明かりに対して非常に気を使うという提案を受けまして、それを了解をしてとにかく明かりを最重点に設計をしてくださいというお願いをしたものでございます。

それから、指名業者が天萬庁舎と一緒にだということでございますけども、当然これは建築工事でございます。西部圏域のA級業者並びに町内のB級業者ということで選んでおりますので、当然結果的にそういうことにもなろうと思っておりますが、この件につきましても指名委員会等開催をいたしまして指名業者を選んでおりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 経費的に変わらないという説明ですけれども、実際に天萬庁舎のときにエレベーター工事に実際幾らかかったのかということをも明細いただけてませんで比較のしようがないんですけども、こちらの当初予算の資料で見ますとエレベーター設備工事と電気工事で2,600万ほどになってますよ。今回の契約は5,124万。それで、何を根拠に経費が一緒だという総務課長の説明がよくわかりませんので、再度その違い、経費は一緒だとおっしゃる根拠について伺います。

それから、もう1点は、この事業を行う財源についてですけれども、地域活性化きめ細かな交付金が4,600万、あとは丸々一般財源が充てられてます、1,000……。この入札残がありますのであれですけれども、丸々一般財源1,000万と地域活性化きめ細かな交付金という財源で、今この質問は当初やってきた質問の繰り返しですけれども、私はそういう公金の使い方としてふさわしいと考えないんですけども、（発言する者あり）このエレベーターを私、まちづくり計画とかああいうところから見ても全く今までなかったものがぽっと出てくるんですよね。交付金の趣旨から見ても違うんじゃないかと思うんですけども、その点について考え方を再度お伺いいたします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。先ほどの植田議員の質問の中に二千何百万の事業の中にエレベーターが入ってるという質問だったと思っておりますけども、エレベーター工事はそういう別個なところで出しておりません。本題工事の中に含んでおりますので、ちょっと全体の額はわかりませんが、2億とか3億とかの世界ではなかったかなと思っております。その中の一部ということになっておりますので、その設備の中に入ってるような認識だ

けは避けていただきたいと思っております。

それから、この交付金でございますが、理にかなってこういう事業をするために交付をされたものというふうに認識しておりますので、特に問題はあるとは認識はしておりません。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、非常に説明不足だと思いますね。聞くんですけども、天萬庁舎の場合は合算というんですか、その枠で出されて入札結果が幾らだったかな、何億だかかかったですね。ところが、今回はエレベーターのみですね。そうすると、やはりシースルーになって5,780万かかるわけでしょ。それで、私は、今これだけのやっぱり財政を効率的に使うということが原則だと思うんですよ。その中でいえばこの金額が、エレベーターが天萬庁舎で幾らだったかというぐあいに別個な分は当然わかると思うんですよ。それを出していただかないと果たしてこれがここまでの必要であるのか、言いたいのはむしろもっと原価というか、工事費を安くすべきだというぐあいに思うんですよ。そういう中から比較がしようがないんで、経費を効率的に使うということからすると比較対象ができないということを思うんで、再度要求します。この会見、天萬の分が一体幾らだったのかということの説明してください。そんなどんびり勘定なんてあり得ない。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） この工事の概要でございますけども、今あるところの中に納まりきれません。これは障がい関係ですか、設置規則が変わっておりますので、昔はその中に入れましたけども、今はその中に収まりきれません。そういうことで全体を外側の部分を全部壊して新たに外の方に出すということでございますので、全体のその部分からいえば経費的には高くはなりますけども、私が申し上げましたのは、この本体の部分がシースルーなのか、鉄製なのかということには大きく変わらないということで御説明をしたところでございます。

また、天萬庁舎が幾らかかったかということでございますけども、今回提出をさせていただいておりますのは法勝寺庁舎のエレベーターの契約に関するところでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今、課長が言われたんですけども、いわゆるそのスペースでしようね、箱の。それが障がい者のことで変わったというぐあいな答弁だったと思うんですよ。

私、ここに天萬庁舎のときの出された資料をファイルしてるんですけども、それで、全館共通の事項というところでエレベーター（E V）は11人乗り、身障対応となっておりますね。どうしてそれが今回もまた身障、高齢者、障がいの方、車椅子の方等が快適に全庁舎の利用ができるようということになってますね。どこが違うんでしょうか。これがわかりませんので。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。天萬庁舎と、この南部町法勝寺庁舎がエレベーターが違うというようなことは言っておりません。ここの事業については当初ここを建てられたときに今のところの空間を通すということではございましたけども、もう30年前の話ですので、それから規則が変わってそこには収まらなくなったということで外づけにするということがございます。エレベーターがどちらも11人乗りというのは大きさは変わりませんが、ここにつくるということが当初と建てたときからすれば変わったということですので、工事費につきましてもその壁を取ってしまうというようなことがございますので、割高にはなるというふうに考えております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） まず、最初にこの予算が出てきたときにも反対いたしましたけれども、この財源となっている地域活性化きめ細やかな交付金という交付金の趣旨から外れていると私は考えます。これは国がこの交付金を全国に（発言する者あり）臨時経済対策として地域の経済情勢の悪化に対して、きめ細やかに対応するように地方の裁量権を広く認めた交付金です。これを庁舎のハード事業にほとんど使ってしまうというような使い方というのは、今のこの交付金の趣旨にまず外れているということを指摘しなければいけません。そして、あわせてそれでも足らずに一般財源を1,000万をこれに追加して上乘せて使う事業です。バリアフリーが今の流れというのは十分に理解はしますけれども、この交付金の趣旨からいえば使い方として問題があるということです。

それから、もう一つ、先ほどから問題になってますシースルー方式ですね。これはどう考えてもそのために予算が膨らんでるというふうに、総務課長は明確な説明は避けられましたけれ

ども、限られた予算を効率的に使うために、その予算をしっかりと圧縮していくというのは地方自治体で本当に求められてることです。それを本当にホテルではないんですからシースルーなんかする必要は全くないわけですよ。そういうことを私は本当に理解できません。町民の皆さんも立派なエレベーターができて喜んで乗りに来られるというやなことにはならないと思いますよ。（発言する者あり）私は、そう思います。そういうところに豪華な衣装を設計屋さんのデザインを重視したようなやり方をするというのは、本当に私は今の住民の生活の困難さから見て大きな間違いだと私は言わざるを得ないと思います。そして、きちんと住民が南部町で安心して暮らせるような予算組みをしていくべきだということを訴えて、この契約に対しては反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 先ほどからる反対の理由を言っておられますけども、議決事項です。要するに、エレベーターをつけるということに賛成をしたわけでして、なおかつシースルーという部分は説明が前回からずっとありました。要するに採光の面で、いわゆる1階を一番光がとってるところにつけるわけで、したがって、それについては当然遮へい物があるはいけないと、光を遮断するということで決して豪華見せをしようと、高級ホテルのイメージを持ってつくってるものではないというふうに思っておりますし、当然町民の方、または職員の方も、または議会の方も、当然、いわゆる車いすで上がれないような庁舎というのは今や時代遅れです。そのことをもってエレベーターをつけようという話も随分前からあったわけでして、これは念願のエレベーターでございます。当然、それをもって賛成すべきと。これは法勝寺庁舎かつてからの願いでしたし、当然つけるべきということをもって賛成討論としたいと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第41号、南部町役場法勝寺庁舎エレベーター設置工事に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第41号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議されました事件はすべて

議了いたしました。

よって、第3回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。これをもちまして、平成23年第3回南部町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

午後0時13分閉会

---